

平成25年行政事業レビューシート							(復興庁)	
事業名	災害救助費等負担金 (復興関連事業)		担当部局庁	復興庁	作成責任者			
事業開始・終了(予定)年度	平成23年度・平成25年度		担当課室	総括官付参事官(予算・会計担当)	大野 秀敏			
会計区分	東日本大震災復興特別会計		政策・施策名	復興施策の推進 東日本大震災からの復興に係る施策の推進				
根拠法令 (具体的な条項も記載)	災害救助法第36条		関係する計画、通知等	災害救助費の国庫負担について				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	(災害救助費) ・東日本大震災に際して、国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に、応急的に必要な救助を行い、災害にかかった者の保護と社会の秩序の保全を図ることを目的とする。							
事業概要 (5行程度以内。別添可)	(災害救助費) ・災害にかかり、現に救助を必要とする者に対して、避難所の設置等の応急救助を実施する。 (1)救助に要する費用は都道府県が支弁 (2)費用が100万円以上となる場合、その額の都道府県の普通税収入見込額の割合に応じ、次により国が負担 ①普通税収入見込額の2/100以下の部分 50/100 ②普通税収入見込額の2/100を超え、4/100以下の部分 80/100 ③普通税収入見込額の4/100を超える部分 90/100							
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input checked="" type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他							
予算額・執行額 (単位:百万円)	予算 の 状 況	当初予算	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求	
		補正予算	括弧内は厚生労働省が計上した同様の事業の予算額を参考記載しているもの		49,355	52,948		
		繰越し等	392,656	-	-			
		計	62,830	59,604	-			
	執行額	455,486	108,959	52,948				
執行率 (%)		100%	100%					
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標		単位	22年度	23年度	24年度	目標値 (年度)	
	災害救助法に基づき、災害に際して地方公共団体が行った災害救助等に要する費用の一部を国が負担するものであり、成果指標の設定になじまない		成果実績	-	-	-		
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	22年度	23年度	24年度	23年度活動見込	
	応急仮設住宅の入居戸数		活動実績 (当初見込み)	%	-	123,723	117,674	-
単位当たりコスト	-		算出根拠	-				
平成25・26年度予算内訳	費目	25年度当初予算	26年度要求	主な増減理由				
	災害救助費	52,948	-	平成25年10月から内閣府へ移管予定のため。				
	計	52,948	-					

事業所管部局による点検						
		項目	評価	評価に関する説明		
国費投入の必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。		○	大規模な災害時に、現に救助を必要とする者に対して避難所の設置等の応急救助を実施するものである。そのため、災害救助法の趣旨・目的に照らして、国が地方公共団体へ国庫補助すべき事業であり、遺漏のない救助の実施につながることとなる。		
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○			
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。		—			
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		—	災害救助に必要な項目に限定されている。 例: 災害救助法に基づく応急救助と東京電力が負担すべき原子力損害賠償との関係の整理について通知(H24. 8. 2) 例: 恒久住宅が不足する地域に係る応急仮設住宅の供与期間の延長について通知(H25. 4. 2、復興庁、国土交通省及び厚生労働省の連名通知)		
	受益者との負担関係は妥当であるか。		—			
	単位当たりコストの水準は妥当か。		—			
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		—			
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○			
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		—			
事業の有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		—	応急仮設住宅として救助を必要とする者に提供されている。 例: 応急仮設住宅の他用途への活用について通知(H25. 2. 28) 例: 応急仮設住宅の弾力的な活用(ボランティア等の宿泊利用)について通知(H24. 1. 23)		
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		—			
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		○			
重複排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		—			
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名			
点検結果	本事業は、災害に際し、現に救助を必要とする者に対し、応急救助を実施するものであることから、コスト削減等の点検にはなじまない。また、救助に当たっては、法に基づき適切に行われている。					
外部有識者の所見						
行政事業レビュー推進チームの所見						
現状通り	応急仮設住宅の設置等の被災者の救助に必要な経費であり、引き続き適切な予算執行を進めること。					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
現状通り	引き続き適切な予算執行に努めていく。					
備考						
平成24年度東日本大震災復興特別会計予備費(59,604百万円)を活用						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
	平成22年		平成23年		平成24年	47

※平成24年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

復興庁  
108,959百万円

(厚生労働省へ移替え)



厚生労働省  
108,959百万円



【補助】

A 6県  
災害救助法に基づく救助  
を実施した都道府県  
108,959万円

(具体的な用途)  
応急仮設住宅の供与期間の延長等に伴い必要となる経費(基礎等の補修工事費用等)

資金の流れ  
(資金の受け取り  
先が何を行っている  
かについて補足  
する)(単位:百万  
円)

**費目・使途**  
 (「資金の流れ」に  
 おいてブロックごと  
 に最大の金額が  
 支出されている者  
 について記載す  
 る。費目と使途の  
 双方で実情が分  
 かるように記載)

A. 福島県			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
災害救助費	災害救助法に基づく救助(応急仮設住宅の供与等)	59,806			
計		59,806	計		0
B.			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	福島県	災害救助法に基づく救助(応急仮設住宅の供与等)	59,806		
2	宮城県	災害救助法に基づく救助(応急仮設住宅の供与等)	41,196		
3	岩手県	災害救助法に基づく救助(応急仮設住宅の供与等)	7,762		
4	茨城県	災害救助法に基づく救助(応急仮設住宅の供与等)	173		
5	千葉県	災害救助法に基づく救助(応急仮設住宅の供与等)	21		
6	栃木県	災害救助法に基づく救助(応急仮設住宅の供与等)	2		
7					
8					
9					
10					

# 災害救助法の概要

○「災害救助法」（昭和22年10月18日法律第 118号）

## 1 目 的

災害に際して、国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に、応急的に、必要な救助を行い、災害にかかった者の保護と社会の秩序の保全を図ること。

## 2 実施体制

災害救助法による救助は、都道府県知事が行い（法定受託事務）、市町村長がこれを補助する。

なお、必要な場合は、救助の実施に関する事務の一部を市町村長が行うこととすることができる。

## 3 適用基準

災害救助法による救助は、災害により市町村の人口に応じた一定数以上の住家の滅失がある場合等（例 人口5, 000人未満 住家全壊30世帯以上）に行う。

## 4 救助の種類、程度、方法及び期間

### (1) 救助の種類

- |                 |                       |
|-----------------|-----------------------|
| ① 避難所、応急仮設住宅の設置 | ⑥ 住宅の応急修理             |
| ② 食品、飲料水の給与     | ⑦ 学用品の給与              |
| ③ 被服、寝具等の給与     | ⑧ 埋 葬                 |
| ④ 医療、助産         | ⑨ 死体の捜索及び処理           |
| ⑤ 被災者の救出        | ⑩ 住居又はその周辺の土石等の障害物の除去 |

### (2) 救助の程度、方法及び期間

厚生労働大臣が定める基準に従って、都道府県知事が定めるところにより現物で行なう。

## 5 強制権の発動

災害に際し、迅速な救助の実施を図るため、必要な物資の収容、施設の管理、医療、土木工事等の関係者に対する従事命令等の強制権が確保されている。

## 6 経費の支弁及び国庫負担

(1) 都道府県の支弁：救助に要する費用は、都道府県が支弁

(2) 国 庫 負 担：(1) により費用が100万円以上となる場合、その額の都道府県の普通税収入見込額の割合に応じ、次により負担

- |                                 |        |
|---------------------------------|--------|
| ア 普通税収入見込額の 2/100以下の部分          | 50/100 |
| イ 普通税収入見込額の 2/100をこえ 4/100以下の部分 | 80/100 |
| ウ 普通税収入見込額の 4/100をこえる部分         | 90/100 |

## 7 災害救助基金について

(1) 積立義務（災害救助法第37条）

過去3年間における都道府県普通税収入額決算額の平均年額の5/1000相当額（最少額500万円）を積み立てる義務が課せられている。

(2) 運 用

災害救助法による救助に要する給与品の事前購入により備蓄物資とすることができる。